據ルヘキ法規ナカリシ為メ此等ノ條件ハ業者ノ
上ノ監督ハ殆ト放任セラレ居ルニ由リテ
ヤムヲ得ス下級海員ノ勤労実現スル様ニ至リ
全力ヲ尽シ居ル所ハ十分有業ノ宿命ノ普通海員ヲ代表シ法
案ヲ提出スル所以ナリ。

記

一、船舶ノ衛生、船舶ノ安全及労働者保護ニ関スル規定ヲ設ケ
監督機関ヲ設置スルコト、

理由

船内ニ於ケル海員ノ労働状態ハ船舶ノ孤立性ノ為ニ特殊ナル
ニ基因シ一種ノ不便ヲ極メ従テ生命ノ安全ニ関スル
設備ニ至ツテハ陸上ニ於ケル工場ト同一ニ論スル能ハサルモノ
アリ之ヲ陸上ニ於ケル工場ノ設備ト比較スルニ其ノ不備

ナカラモ一般労働監督ニ関シテ相当ノ規定アルニ拘ラス之
場ニ比シテ保護設備ノ欠如ナルコト甚大ナル船舶内ニ於テシカモ其ノ
遂ニ労働條件ニ於テ陸上ニ比ノ比ヲ見サル海上労働ニ就テ
監督制度ヲ設ケ居ラサル状態ハ実際ノ船舶運航ニ於テ恐怖ナ
ル海難ノ頻発ヲ見ルヲ以テ今ヤ之ヲ老人ノ耳朶ニ新ナル事実
昭和三年三月沈没シタル光丸ガ船齢実
ニ三十六年ニシテ大修理ヲ経ヘ出漁中不可解ナル
浸水ニ就テ遂ニ海難ニ陥リシガ如キハ世ノ既ニ周知ノ大事件
ナルノ一事ニ徴シテ見ルモ海上ニ於ケル労働監督機関ノ必要性モ如
実ニ物語ルモノト言フベシ。
現ニ大正十五年ノ第九回國際労働総会ノ議題ト
海上労働監督ノ範囲ニ関スル労働者ノ保護ニ関シ
「労働時間ノ休暇・夜業・船内労働規律」ノ